

茨城県報

号外第227号

昭和57年11月4日

木曜日

目 次

規 則

(公安委員会)

- 派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 特定第2号漁業者の共済契約の締結申込みの同意の認定(漁政課)…………… 2
●特定第3号漁業者の共済契約の締結申込みの同意の認定(〃)…………… 3

(公安委員会)

- 交通規制の一部改正…………… 3

規 則

(公安委員会)

茨城県公安委員会規則第6号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和57年11月4日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 祐 一

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 警察官幹部派出所名称、位置及び所轄区域の部石岡警察署の款中

小川警察官幹部派出所	東茨城郡小川町	東茨城郡小川町	を
------------	---------	---------	---

小川警察官幹部派出所	東茨城郡小川町	東茨城郡小川町、新治郡玉里村	に
------------	---------	----------------	---

改める。

別表第2 (1) 警察官派出所名称, 位置, 所管区の部石岡警察署の款を次のように改める。

石岡駅前警察官 派出所	石岡市国府一 丁目1番20号	石岡市国府一, 二, 三, 四, 五, 六, 七丁目, 府中 一, 二, 三, 四, 五丁目, 若宮一, 二, 三, 四丁目, 総社一, 二丁目, 若松一, 二, 三丁目, 鹿の子一, 二, 三丁目, 北府中一, 二, 三丁目, 貝地一, 二丁 目, 茨城一, 二, 三丁目, 田島一, 二丁目, 谷向町, 柏原町, 泉町の一部, 国分町, 若松町, 宮部, 大谷 津の一部, 田崎, 谷向, 大砂, 鹿の子, 村上, 染谷, 碁石沢, 根当, 半の木, 正上内
----------------	-------------------	--

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1498号

特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり, 当該同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第2項に規定する要件に適合しているもので, 同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 東茨城郡大洗町磯浜町5
小 沼 栄
東茨城郡大洗町磯浜町20
小 林 勝 男
東茨城郡大洗町磯浜町120
関 根 勇

茨城県告示第1499号

特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり, 当該同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第2項に規定する要件に適合しているもので, 同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 那珂湊市磯崎町4282
白 土 康 男
那珂湊市磯崎町4399の2
遠 藤 長之進

茨城県告示第1500号

特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり、当該同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているの
で、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 那珂湊市海門町1—14—23
鈴木 守
那珂湊市牛久保1—10—28
大和田 忠 敬
那珂湊市和田町2—12—33
雨 沢 幸 一

茨城県告示第1501号

特定第3号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり、当該同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているの
で、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

昭和57年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 日立市会瀬町1丁目1—5
会瀬定置漁業株式会社 代表取締役 錠 芳太郎
北茨城市平潟町602番地先
平潟漁業協同組合 組合長理事 石 川 弘 治
北茨城市平潟町10
鈴木 金次郎

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により茨城県公安委員会が行う交通規制（昭和45年茨城県公安委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

昭和57年11月4日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 祐 一

別表第1 下館警察署管内の表中84の項の次に次のように加える。

85	県道 明野間々田線 バイパス	真壁郡関城町大字藤ヶ谷1637番の7先	霞 台
----	----------------------	---------------------	-----

同表 下妻警察署管内の表中84の項の次に次のように加える。

85	県道 土浦境線 バイパス	結城郡石下町大字本豊田186番の1先	長 峰 橋 西
----	--------------------	--------------------	---------

同表 境警察署管内の表中119の項の次に次のように加える。

120	県道 結城 野田線	猿島郡境町1325番の1先	境 大 橋
121	県道 古河 岩井線	猿島郡境町大字下小橋91番の2先	境バイパス下小橋入口

別表第2 境警察署管内の表中659の項の次に次のように加える。

660	県道 古河 岩井線 バイパス	猿島郡境町大字下小橋384番の8先から同町大字下小橋91番の2先まで (境バイパス下小橋入口交差点南側)	
-----	-------------------------	---	--

別表第18 水戸警察署管内の表中1728の項を次のように改める。

1728	削 除	
------	-----	--

同表 笠間警察署管内の表中356及び357の項を次のように改める。

356	削 除	
357	削 除	

同表中 404の項を次のように改める。

404	削 除	
-----	-----	--

同表 那珂湊警察署管内の表中211及び212の項を次のように改める。

211	削 除	
212	削 除	

同表 菅谷警察署管内の表中78及び79の項を次のように改める。

78	削 除	
79	削 除	

同表中 82の項を次のように改める。

82	削 除
----	-----

同表中 109の項を次のように改める。

109	削 除
-----	-----

同表中 210の項を次のように改める。

210	削 除
-----	-----

同表 高萩警察署管内の表中713及び714の項を次のように改める。

713	削 除
-----	-----

714	削 除
-----	-----

同表 鉾田警察署管内の表中226の項を次のように改める。

226	削 除
-----	-----

同表中 290の項を次のように改める。

290	削 除
-----	-----

同表 石岡警察署管内の表中133の項を次のように改める。

133	削 除
-----	-----

同表中 135の項を次のように改める。

135	削 除
-----	-----

同表中 405及び406の項を次のように改める。

405	削 除
-----	-----

406	削 除
-----	-----

同表 境警察署管内の表中144の項を次のように改める。

144	削 除
-----	-----

同表中 415の項を次のように改める。

415	削 除
-----	-----

同表 取手警察署管内の表中550及び551の項を次のように改める。

550	削 除
551	削 除

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所